



第 903 号 ミニかわら版

令和 5 年 8 月 15 日
(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

インターネット利用の電子官報に正本機能を

現在、紙で発行されている官報から、インターネットを利用して発行する「電子官報」への変更が検討されています。内閣府は去る7月14日、官報電子化検討会議がまとめた官報電子化の基本的考え方(案)をパブリックコメントにして7月31日まで意見募集を行いました。

官報は、法令の公布や公示等を行うための国の公報で、内閣府の所掌となっており、内閣府より委託を受けた国立印刷局が官報の編集・印刷等を行っています。たとえば毎年度の税制改正の場合、国会で法案が年度内に成立すると、法律や政省令が特別号外として3月31日付官報で公布されます。ただし、紙の印刷物であるため、配送等の関係から、地域によっては官報販売所に届くのが、毎年3月31日付の特別号外官報より数日遅れるのが現状です。

これに対して、現在すでに実施されているインターネット版官報は、地域による遅れがないうえ、かつ無料で利用できますが、国会答弁によると紙の官報の付属物という位置付けになっています。しかし、内閣府の官報電子化検討会議等においても、基本的考え方では、現行の官報が有している法令の正本機能について、「今後、官報を電子化した場合においても、サイバーセキュリティ対策を講ずることにより、官報に記録された真正な情報を国民に提供することが可能となることから、電子化された官報も、引き続き法令の正本機能を有することとなる」としています。

電子官報の発行を進める目的は、どこからでも、すぐに、無料で閲覧・入手可能という国民の利便性向上のためですが、インターネットを利用できない人に配慮して、官報の内容を印刷した書面の配送・販売等も行おうとしました。

なお、利便性向上に関しては、現在のインターネット版官報は、1ページ単位でPDFファイルが構成されているため、官報を冊子単位でダウンロードできない等の問題点があることから、当面の取組みとして、国立印刷局が令和5年中に冊子単位でのダウンロードを可能とする等のシステム改修を進めているとしています。

